

新潟県の最低工賃

新潟県洋食器・器物製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
新潟県の区域内で洋食器・器物製造業に係る研磨又は打ち抜きの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 洋食器製造業に係る研磨又は打ち抜きの業務

次の表の品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1本につき、金額欄に掲げる金額

品目	規格		工程	金額
	材質	仕様板厚		
デザートスプーン	13クロム ステンレス	2.0mm	縦コバシリ及び面とり[ハプレス盤による柄及びつぼの部分の側面の研磨(120番手以上の研磨材を使用するものに限る。)をいう。以下同じ。]	1円58銭
			地抜き(プレス機械による切断地抜きをいう。以下同じ。)	79銭
ラージティースプーン		1.8mm	縦コバシリ及び面とり	1円12銭
			地抜き	67銭
ティースプーン		1.5mm	縦コバシリ及び面とり	1円12銭
			地抜き	67銭
デザートフォーク	2.0mm	縦コバシリ及び面とり	1円58銭	
		地抜き	79銭	

備考 上記品目には、異種材柄を使用するものは除く。

(2) 器物製造業に係る研磨(プレス加工及びスピニング加工された生地の内外面をハプレス盤を用いて行う手作業による鏡面磨きに限る。)の業務

次の表の品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

品目	規格				工程		金額
	材質	仕様板厚	外径	高さ	手順	使用する研磨材	
ボール	18クロムステン スチール(2B の仕上板に 限る。)	0.6mm	21cm	8cm	1 第1目つぶし	120番手以上の研磨材	66円
					2 第2目つぶし	250番手以上の研磨材	
					3 サイザル	サイザルパフ	
					4 仕上げ	布パフ	
丸盆	18クロムステン スチール(2B 又は、BAの 仕上板に限 る。)	0.5mm	30cm		1 1目つぶし (立ち上がり部分の表裏に ついて行うものに限る。)	180番手以上の研磨材	60円
					2 サイザル	サイザルパフ	
					3 仕上げ	布パフ	

効力発生日 平成 13 年 5 月 27 日